

經營指針

令和3年4月

公益財団法人 茨木市文化振興財団



<目 次>

I	指針策定の趣旨	1
II	財団の現状と課題	2
	(1) 芸術文化事業	
	(2) 施設管理事業	6
	(3) 組織体制	9
	(4) 財務運営	10
III	経営戦略	12
	(1) 文化芸術事業の展開（新施設を見据えて）	
	(2) 施設管理事業の展開	18
	(3) 組織体制と人材育成	20
	(4) 今後の財務運営	21
IV	経営指針の計画推進に向けて	22
	(1) 進捗管理	
	(2) 市や関係団体との連携強化	

I 指針策定の趣旨

平成8年3月、茨木市（以下、「市」という。）の一層の文化芸術発展のための基盤と体制の確立を願って、市の出捐（5億円）により「財団法人茨木市文化振興財団」が発足しました。

その後、平成18年4月から指定管理者制度により市文化施設の管理運営、そして平成24年4月には新公益法人制度改革によって公益財団法人茨木市文化振興財団（以下、「財団」という。）へ移行を果たし、文化及び芸術の振興を目的とする事業を通して、地域の文化芸術の振興と健全な地域社会の発展に寄与すべく文化芸術活動を展開しています。

この間、市は平成27年3月に将来像と進むべき方向性を示した「総合計画」と目指すべき文化振興の方向性を明らかにし、全市的な取り組みとして市民文化の向上を図る指針となる「文化振興ビジョン」を策定しました。

この中で、財団は市や多くの市民団体や関係団体、学校等の連携を深めて、市民文化の振興と市民の文化芸術活動を支援する役割を果たすことが期待されています。

また、同年6月には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、劇場等の運営者は質の高い事業の実施、専門的人材の育成、関係機関との連携・協力等を行うことが求められています。

更に「文化芸術基本法」（平成29年）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年）が制定されるなど、文化芸術活動に対する条件整備や期待が高まっています。

こうしたことから、財団の役割を再確認するとともに、旧市民会館に代わるホール機能を備えた新施設の開設を見据え、5年先を見通した今後の事業展開や経営の方向性、目標、手法等を明確にするために財団運営の指針を策定します。



II 財団の現状と課題

財団の運営において、社会経済情勢の推移、市の各種行政計画や財政状況により、一定の影響を受けることは避けられません。今後の事業展開及び経営を考えた場合、現状の組織体制、人材育成には改善すべき点も多くあります。

また、新施設の竣工とその後の福祉文化会館の閉館などにより、新たな文化芸術事業の取り組み、効率的で市民の立場に立った施設管理、そして財務基盤の強化などが課題となっています。

財団をとりまく課題の概要は以上のとおりですが、文化芸術事業、施設管理事業、組織体制そして財務運営の現状と課題について詳しく記載し、後段の経営戦略に反映させていきます。

なお、比較する範囲については、旧市民会館閉館後の平成28年度から令和2年度までとしています。

(1) 文化芸術事業

財団設立当初から、舞台芸術公演の鑑賞事業を市民に提供し、平成22年度からは将来の芸術家とその支援者が増えることへの期待も込めた学習・体験事業を開始しました。

また、平成28年度から開始した地域交流公演事業については、現在では年間数十回の実施に至っています。

平成27年12月に市民会館が閉館して以降は、主に市民総合センターを活用して文化芸術事業を実施しており、特に近年、子育て支援やまちづくり、社会包摂に係る事業を充実しています。また、令和元年度には職員の企画・製作能力向上のため、他の劇場との共同製作に取り組みました。

① 文化芸術事業の取り組み状況

◆自主事業の実施状況／事業種別

数値は、事業数（実施回数）

事業種別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
舞台芸術公演	15 (31)	14 (23)	14 (17)	11 (14)	6 (12)
地域交流	1 (2)	2 (38)	2 (36)	3 (40)	9 (10)
学習・体験	8 (20)	10 (28)	12 (25)	11 (19)	10 (17)
共 催	17 (35)	16 (36)	21 (56)	19 (63)	13 (24)
後 援	10 (11)	8 (10)	10 (13)	11 (13)	8 (10)
協 力	1 (1)	2 (2)	1 (1)		
計	52 (100)	52 (137)	60 (148)	55 (149)	46 (73)

◆舞台芸術公演（自主事業）／ジャンル別

数値は、事業数（実施回数）

ジャンル別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
クラシック	5 (7)	5 (7)	5 (7)	4 (6)	3 (4)
ポピュラー	2 (2)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
邦 楽	2 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
現代演劇	1 (1)	1 (1)	3 (4)	4 (5)	1 (6)
伝統芸能	2 (2)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	1 (1)
大衆芸能	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	0 (0)
映画など	2 (16)	1 (8)			
計	15 (31)	14 (23)	14 (17)	11 (14)	6 (12)

② 代表的な取り組み

◀舞台公演▶

茨木オリジナル企画として地元の芸術家と創る「音芸協コンサート」「ワンコインコンサート」、茨木に伝わる民話を題材にした「新作狂言茨木童子」等を製作しました。

また、トップクラスの芸術家に触れる企画では、金子三勇士や河村尚子のピアノ・リサイタル、他の劇場との共同製作による佐藤隆太主演の「エブリ・ブリリアント・シング」などの公演を開催しました。

さらに、家族で楽しめる「幸福の王子」「KAKUTAのとびだす童話 ねこはしる」「ベイビーシアター・マイクロコスモス」などを企画しました。



《地域交流》

福祉施設等で行うコンサート「音楽配達便」（年間30箇所）、まちなかや学校に赴く「おでかけアーティスト」（年間3箇所）、プラネタリウムでの「まちが音楽会 宇宙と君と音楽と」などを実施しました。また、おでかけアーティストの一環として「いばらきイルミフェスタ灯」と連携した「ハンドベルコンサート」を新たに開催しました。



《学習・体験》

実演と解説で芸術の世界に入っていく「いばらきオペラ亭」「横山佳世子の邦楽サロン」、やってみる「朗読講座」「能NOH体感講座」「コミュニティダンス体験ワークショップ」、そして文豪川端康成を題材とした「中西和久の朗読講座」などを実施しました。

また、子どもの芸術体験の場として「子どものための狂言体験講座」「落語体験ワークショップ」「衣装を作って遊ぼう！」などに取り組んでいます。



《共催・後援》

地域の芸術家・団体の継続的な活動を支援するため、「茨木マイホームサロンコンサート」「バリアフリーコンサート」「ピュアモーレ・コンサート」「桂塩鯛@茨木落語会」などを実施しました。

また、自主事業を補完する位置づけで「話題の映画@茨木」「中孝介コンサート」などを開催しました。

《その他》

追手門学院大学と連携し「新作狂言茨木童子」「障害のある人もない人もいっしょに踊ろう！」を実施しました。

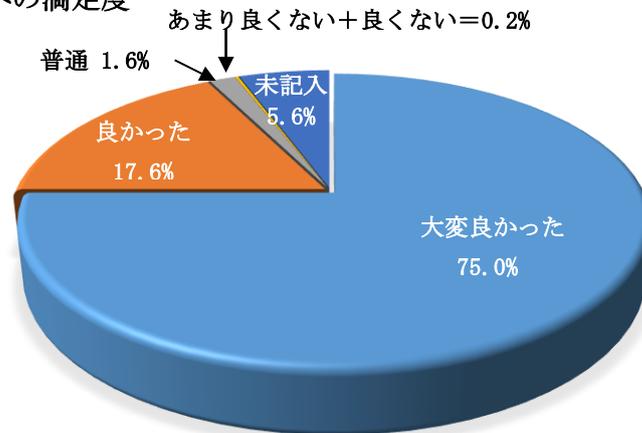
誰もが気軽に文化芸術に触れるため、65歳以上、障害者及び介助者、青少年（24歳以下）等の入場料金を設定するとともに、茨木市観光協会、茨木市勤労者互助会、OSAKAメセナカードの各会員の割引設定を行っています。



③ 公演事業における入場者アンケートの結果

公演後に回収しているアンケートの結果では、いずれの公演も満足度が高く「大変良かった」または「良かった」と回答した入場者が9割を超える公演が、13公演中11公演あり、質の高い舞台芸術公演であったと評価されています。

◆ 公演事業への満足度



(令和元年度の主催公演から)

④ 過去5年間の取り組み

文化庁の劇場音楽堂ネットワーク強化学業助成金を活用し他県の文化施設と共同製作により「ねこはしる」「エブリ・ブリリアント・シング」の公演を実施しました。

「ねこはしる」では中央図書館とのコラボ企画として、公演事業と図書館所蔵の絵本紹介などのPRを行いました。また、「エブリ・ブリリアント・シング」では作品テーマ“自殺・うつ”について、市保健医療課と藍野大学短期大学部と連携するとともに、関連企画として「グリーフ（悲観）ケア講演会」の開催など、公演だけに留まらず、社会課題にも取り組みました。

⑤ 公演実施にあたっての課題

- ア) 新型コロナウイルス感染症について、その時々最新の知見による予防対策（検温、消毒、ホール・会議室等の席の距離など）や来場できない方に向けたライブ配信などの最新技術に対応するための費用が必要です。
- イ) 新施設の開館に向け、市民の交流を育むワークショップ事業を拡充させるため、ワークショップの企画運営に長けた人材の補強が必要です。
- ウ) 市民総合センターの構造上の制限から、公演実施にあたり次の制約があります。
 - ・センターホールの地下搬入口にトラックを着けられません。
 - ・地下楽屋からホールへの移動が階段のみとなっており、バリアフリーへの課題があります。
 - ・ホール専用のロビー（ホワイエ）が無い場合、観客と来館者との区別が難しく、ホールの入退場管理が煩雑となっています。

(2) 施設管理事業

平成18年4月から指定管理者として、旧市民会館と福祉文化会館の管理運営を担うこととなり、平成21年度からは市民総合センターを加え、平成27年12月の旧市民会館閉館を経て今日に至っています。

福祉文化会館は文化ホール・会議室の他、水道部庁舎、社会福祉協議会事務所等の機能を備え、市民総合センターはセンターホール・多目的ホール・会議室のほか、教育センター、消費生活センター、労働センター、市民活動センターなどの機能を持った複合施設です。

また、福祉文化会館は昭和56年5月、市民総合センターは平成元年10月に竣工し、両館とも経年劣化しており、特に福祉文化会館は耐震性の課題があり、新施設の供用開始を機に、閉館・取り壊しの予定となっています。

なお、財団はこれまで非公募で指定管理を受けてきたことから、それについての指摘等があることは十分承知しているところであり、次の指定がどのような形になるかは未定ですが、様々な声を真摯に受け止め、今後の財団運営に取り組む必要があると認識しています。

① 施設利用者への対応

市が毎年実施している「公の施設評価」において、財団が管理している2施設の総合評価は、4段階（S・A・B・C）のうちA評価を受けており、標準的で良好な施設管理が行われているとの評価を得ています。

また、財団では施設利用者を対象にアンケートを実施しており、その結果を日常の業務に反映し、施設の利便性・快適性の向上に努めており、アンケート結果を見ても一定の評価を得ています。

しかしながら窓口対応などの接遇において、苦情や厳しいご指摘を受けることから、施設を利用する方々により一層ご満足いただけるよう、サービス向上に努めることが課題であると重く受け止めています。

《福祉文化会館》

期間：令和2年1月～令和2年12月

質問項目	満 足	やや満足	やや不満	不 満	無回答
室内の広さ・清掃状況	601	119	4	4	7
室内設備や貸出機材	574	129	17	3	12
照明及び空調設備	568	133	18	6	10
職員の対応	601	122	3	3	6
施設の総合的な印象	574	141	10	2	8

(アンケート総数/735件)

《市民総合センター》

期間：令和2年1月～令和2年12月

質問項目	満 足	やや満足	やや不満	不 満	無回答
室内の広さ・清掃状況	548	100	16	7	10
室内設備や貸出機材	519	117	16	8	21
照明及び空調設備	511	131	17	8	14
職員の対応	538	114	7	9	13
施設の総合的な印象	512	140	9	9	11

(アンケート総数/681件)

② 施設利用状況

《福祉文化会館》

施設区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
文化ホール	234/334 (70.1)	240/333 (72.1)	221/325 (68.0)	215/305 (70.5)	109/277 (39.4)
会議室等(8室)	305/353 (86.4)	299/355 (84.2)	297/347 (85.6)	259/329 (78.7)	211/292 (72.3)

上段：利用日数/開館日数 下段：稼働率(%)

《市民総合センター》

施設区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
センターホール	241/333 (72.4)	252/332 (75.9)	229/301 (76.1)	209/297 (70.4)	131/243 (53.9)
多目的ホール	202/338 (59.8)	201/341 (58.9)	210/321 (65.4)	180/314 (57.3)	142/269 (52.8)
会議室等(12室)	261/349 (74.8)	257/350 (73.4)	254/345 (73.6)	228/329 (69.3)	185/296 (62.5)

上段：利用日数/開館日数 下段：稼働率(%)

ホール・会議室等の利用状況は、両館ともほぼ横ばいの状況が続いています。

令和元年度からの稼働率低下は、センターホールが平成30年度から4か年計画でホールの照明機器更新のため、毎年1か月間ほど工事を実施しており、また、平成30年度は「大阪府北部地震」と台風や豪雨などの災害による影響、特に令和元年度及び2年度については、新型コロナウイルス感染症対策による閉館や施設の利用制限を行ったことなどが稼働率低下の要因となっています。

③ 施設管理の主な取り組み

過去5年間、施設利用者の利便性向上のため次のような取り組みを実施しました。

年 度	主な取り組みの内容
平成28年度	文化ホールのステージ床の補修
	施設利用者アンケートでの要望から、市民総合センターのトイレを改修（和式便器11基を洋式化、手すり、ベビーチェア等を設置）
平成29年度	茨木市文化施設（4館）予約ポータルサイト運用開始
	受付カウンターに「簡易筆談器」と「手帳型コミュニケーションボード」を配備
	市民総合センタープラザ内のテーブルセットをアルミ製に更新
	市民総合センター地下1～2階部分について、廊下壁のクロスの塗り替え及びレースカーテンを更新
	福祉文化会館1F多目的トイレに「おむつ交換ベビーシート」1基設置
平成30年度	託児サービスの委託運用開始
	市民総合センターセンターホール座席用チャイルドクッションを配備（20個）
	施設利用者アンケートの要望から、市民総合センターの洋式トイレを温水洗浄機能付き便座に改修（25基）、北棟1F多目的トイレをオストメイト対応トイレに改修
	財団ホームページの全面リニューアル（2月）
令和元年度	市民総合センター3階廊下部分の壁クロス塗り替え、レースカーテン更新
	福祉文化会館・市民総合センターの敷地内全面禁煙を実施（7月1日～）
令和2年度	障害者・高齢者への接遇研修の一環として、車イス体験等の研修を実施 市民総合センター多目的トイレにドアストッパーを取り付け、南入口に段差解消プレートの設置
	施設利用者へWi-Fiモバイルルーターの無料貸出し試験運用スタート（11月1日～）

④ 施設管理上の課題について

管理する施設はいずれも築30年以上が経過しており、大小を問わず経年劣化に伴う修繕や補修に多くの経費と時間が費やされています。特に電気関係設備については、多くが製造終了となっているため、部品交換などの修理ができない状況となっています。

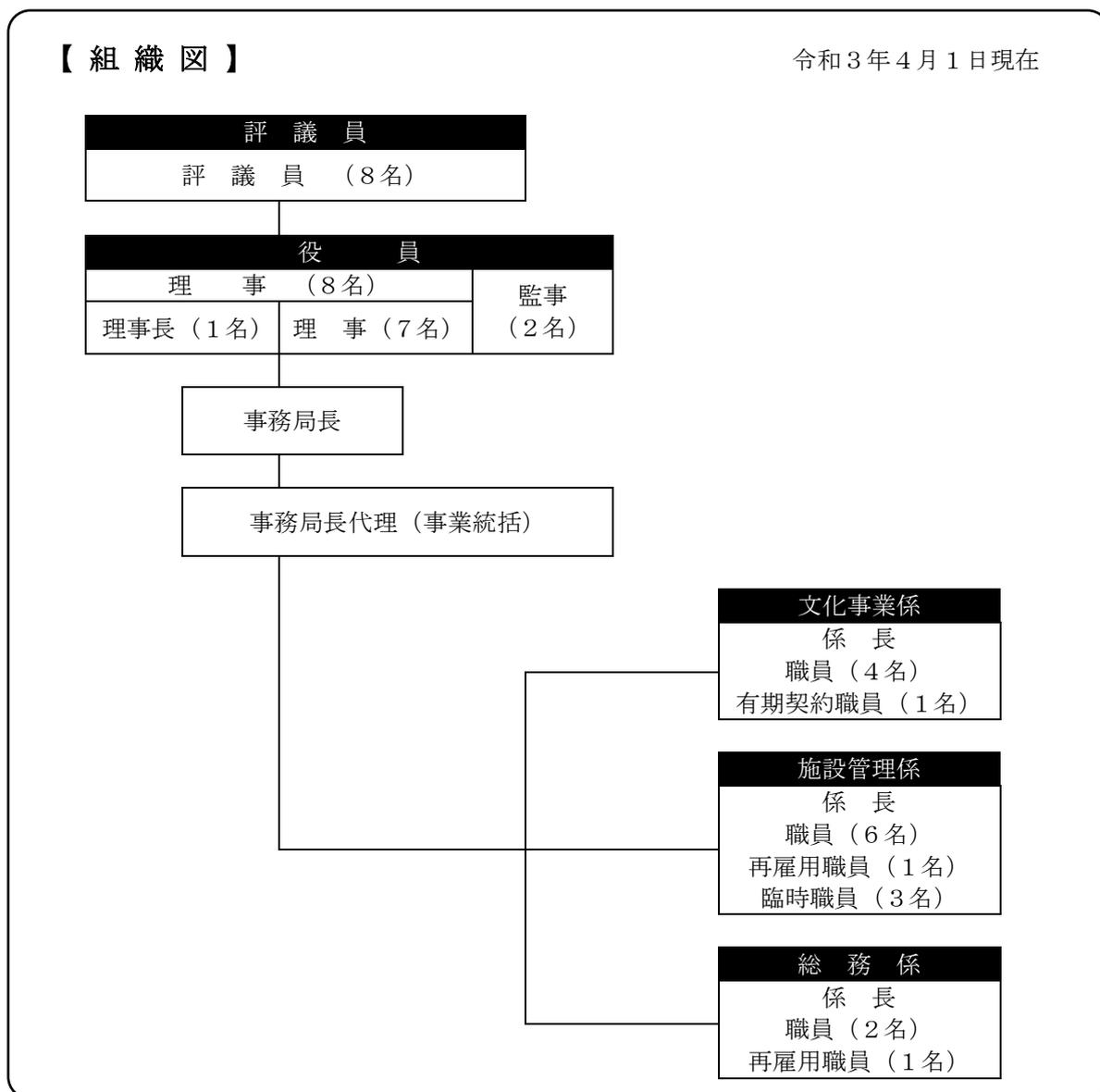
また、建築物や設備の管理に関する専門的な知識・技術は、委託業者に頼っている状況です。



(3) 組織体制

令和3年4月1日現在の職員体制は、常勤の理事長と職員（16名）、有期契約職員（1名）、再雇用職員（2名）、臨時職員（3名）です。休館日が年末年始のみであるため、文化事業係と施設管理系の勤務体制はシフト制となっています。

また、夕方以降の公演事業がある文化事業係については、平成31年4月から時差出勤を採用し、長時間勤務の是正を図っています。加えて、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年4月から全職員を対象に在宅勤務を導入、さらに6からは文化事業係の時差出勤の枠を拡大するなど、感染予防対策の実施に努めました。



※舞台技術、施設設備管理等は外部委託

[組織体制の課題]

文化芸術の振興や施設管理の充実を図るためには、職員の専門性や業務能力の向上が不可欠であります。これまでから文化芸術事業の企画立案に携わる専門的な知識を持った人材の確保や実践的な研修等を実施しています。

しかし、職員の年齢構成の偏りや高齢化も進んでいることから、近い将来の職員構成に不安な面があり、人材の確保・育成は大きな課題となっています。

(4) 財務運営

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下、「認定法」という。）では、公益法人は、公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない、また、毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上になるように公益目的事業を行わなければならない等の基準が規定されています。

① 財団の財務状況・課題

1) 収支状況（損益ベース）について

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益（千円）					
基本財産運用益	8,056	8,054	8,054	8,054	8,054
市補助金収益	81,389	86,239	88,992	88,000	88,000
市指定管理料収益	202,471	189,324	199,863	189,487	204,390
他の補助・寄附金等	525	16	80	4,878	8
入場料収益	12,538	12,330	9,944	11,088	3,447
利用料金収益	48,506	48,392	46,183	39,078	25,167
その他収益	4,153	3,486	4,316	3,601	3,240
当期収益合計	357,638	347,841	357,432	344,186	332,306
経常費用					
文化事業費	54,450	49,278	54,388	50,758	33,435
施設運営管理事業費	213,910	197,017	202,924	193,565	186,520
総務管理費	4,966	5,037	5,582	5,364	6,416
人件費	85,726	90,208	93,182	100,830	101,024
当期費用合計	359,052	341,540	356,076	350,517	327,395
当期経常増減額	△1,414	6,301	1,356	△6,331	4,911

2) 当期経常増減額（経常収支）について

当期経常増減額（経常収支）の赤字には、流動資産（前期繰越額）で補填しています。また、公益法人は原則、公益目的事業において収支相償（収益から費用を差し引いた差額（経常増減額）がゼロ又はマイナス）を満たすことが不可欠ですが、条件付きで翌々年度までかけて剰余金を使用することも可能とされています。

3) 資産及び負債について

財団が管理している施設及び備品は、リース資産を除きほとんどが市の所有となっています。資産については、基本財産（5億円）を運用した文化事業引当資産や長期性預金などがあり、負債については、主に委託費（3月分）の未払金、退職給付引当金などになります。

直近の令和元年度末の財団の資産は1億4千万円（基本財産除く）、負債は6千万円となっており、基本財産を含む正味財産比率は91.4%で、財団の財政状態は健全であるといえます。

4) 健全財政への取り組み

財団は、公益法人の基準を徹底するため、四半期ごとに顧問会計士（公認会計士・税理士）による期中指導を受けるとともに、中間、決算時に財団監事による監査を実施しています。

5) 自主財源の確保について

収支の状況からも解るように、経常収益に占める、市からの補助金・指定管理料の割合は、約80%（令和元年度実績）となっており、認定法に基づく公益目的事業と収益事業のバランスをとりながら、費用対効果の高い事業選択及び経費節減、そして入場料金、施設利用料金の増収をはじめ自主財源の確保に努める必要があります。



Ⅲ 経営戦略

みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち・茨木のために、文化芸術は市民生活を支える社会インフラの一つであると考え、豊かな社会の実現に貢献するため、この経営指針策定を機に財団のミッションを次のように定めます。

- ◆ つくる… 市の特色を踏まえた創造性あふれる事業を実施します。
- ◆ ふれる… 誰もが質の高い魅力的な事業の鑑賞や参加型の事業を実施します。
- ◆ ひろげる… 市民が芸術に出会い、関心を持ち、参加しやすい環境をつくります。
- ◆ つなげる… 市民の交流が生まれる開かれた場を創出します。
- ◆ よりそう… 市民の自主的・自立的な芸術活動を支援します。

(1) 文化芸術事業の事業展開（新施設を見据えて）

① 基本方針

「みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち」を目指す茨木市文化振興ビジョンでは、茨木の文化芸術振興の一翼を担う財団に大きな役割を求めていることから、これまで培ってきた地元ゆかりの文化人・文化団体・学校や関係機関とのネットワークを活かして、魅力ある文化事業を展開します。

また、各文化施設の有機的連携や地域団体との協働、文化の裾野の拡大等を図ることで、市の文化振興や地域の魅力向上に貢献します。

そして、これらの取り組み等を積極的に情報発信することにより、財団の知名度・ブランド力の向上に取り組みます。

② 個別方針

A) 地元からつくる

地域の特性を活かし、茨木市音楽芸術協会、茨木市合唱連盟や伝承芸能など地元とゆかりの芸術家・団体、学校や関係機関と協働し、茨木市ならではの魅力ある文化芸術事業をつくります。

B) 市民の共感を得る多様な事業を行う

気軽に楽しめるものから“ハレ”の特別なものまで、鑑賞型や参加体験型など、様々な事業に触れられるよう、時代の変化をとらえ、先行して知見を持つアーティストや団体、劇場・音楽堂と連携し、市民の多様性に対応した様々な事業を実施します。また、高齢者、子育て世代、障害者など、その時々^々の社会的弱者や地域の課題へ配慮した社会包摂に係る事業に積極的に取り組みます。

C) 幅広い連携を図る

市内の文化遺産の活用、図書館や川端康成文学館などの市内公共施設及び商店街やまちづくりNPOなどと幅広く連携し、ホールだけでなく、学校、まちなかや山間部でも事業を実施します。

D) 交流を生み出す

地域コミュニティ形成の一助となるよう、アーティストと市民との交流だけでなく、市民間の交流を生み出す事業を実施します。

E) 伴走する

職員は舞台芸術の企画・運営の専門家として、市民の芸術活動についての助言や指導、事業を共催するなどの支援を行います。

③ 具体的な取り組み

《新施設に向けた取り組み》=====



ア) 新施設を見据えた事業の発展

[個別方針 A・B・C・D]

これまで積み重ねてきた舞台公演事業、学習・体験事業、地域交流公演事業の実績を“財産”とした上で、新施設の理念や市民の要望も踏まえ、実施結果や波及効果を検証し、事業を発展的に推進していきます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施・見直し	継続	継続	継続

イ) 新施設を見据えた子育てや図書館などとの連携

[個別方針 B・C]

新施設の管理運営計画を踏まえ、新施設のオープンに照準を合わせて、連携について協議し準備を進めていきます。

子育ての担当部署と課題を共有して文化芸術の企画に反映し、また事業の日程を合わせて、親子向けの文化芸術事業を実施するなど、幅広い方々に関心を持ってもらう事業を実施していきます。

図書館とは、これまで舞台演劇の原作作家特集コーナーを設置するなどの連携事業を実施しましたが、新施設では“読書にちょうどよい”ロビーコンサートなどの新企画にも取り組んでいきます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
関係部署との協議	継続	事業の実施	継続

ウ) 新施設のオープンに向けた事業展開

[個別方針 A・B]

新施設の開館に向けた事前の周知事業、こけら落とし事業、周年記念事業等の企画、実施を受託します。

市内外の施設への関心（認知度）を高めるため、有名アーティストや商業演劇などの自主事業を開催します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
企画提案	実施・見直し	継続	継続

《芸術に触れやすい環境の整備》=====

エ) チケット販売システムの更新

[個別方針 B]

平成24年度から運用している現行システムのリース期間満了に伴う更新で、場所や時間にとらわれない身近なコンビニエンスストアでの利用を拡充するなど、更なる市民の利便性の向上を図ります。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・要求仕様作成 ・選定・契約 ・新旧システムの “並行”運用	新システムの運用	継続	継続

オ) 芸術鑑賞や参加の形態の更新

[個別方針 B・C]

子どもを預けられる託児サービス、0歳から見られる公演、手話等障害者に配慮した公演、65歳以上や24歳以下及び障害者割引、福祉施設等への無料出前コンサート、広場等開かれた場での無料公演など、年齢や障害の有無、経済的な状況にかかわらず、誰もが芸術に触れる機会の確保に取り組みを拡充します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施、見直し	継続	継続	継続



カ) 新型コロナウイルス感染症等への対応

[個別方針 B・C]

新型コロナウイルス感染症に端を発する「新しい生活様式」への対応が求められています。消毒や検温等の実施により、安全・安心を確保しつつ芸術鑑賞や参加を可能とする一方、オンライン配信等も組み合わせた展開を実施していきます。その時々々の社会情勢や技術発展の動向を踏まえて、方策を検討していきます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施、見直し	継続	継続	継続

キ) 障害者による文化芸術活動の推進

[個別方針 B・C]

追手門学院大学地域創造学部と協働し、令和2年度に開始した障害のある人もない人も参加できるワークショップを、令和3年度はワークショップに加えて発表会を開催します。「障害のある人とない人との交流」をポイントとして、障害福祉センターハートフルだけでなく、市内の福祉施設との連携も検討します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施、見直し	継続	継続	継続

《市民の芸術活動の支援》=====

ク) 市民がより劇場を身近に感じる企画の推進

[個別方針 B・D・E]

舞台美術や音響、照明など、市民が通常は触れられない部分に触れる機会を作ることで、劇場を身近に感じてもらい、将来の芸術家や芸術を支援する市民を育む取り組みを行います。

見学型の「バックステージツアー」や、市民自らが舞台・音響・照明スタッフとなり舞台作りを行う「舞台創作ワークショップ」、「ボランティアスタッフワークショップ」などを想定しています。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・事例等の調査 ・企画検討、作成 ・理事会の承認	実施・見直し	継続	継続

ケ) 「文化団体活動支援制度」の創設

[個別方針 E]

営利企業のように事業収入や経費削減による利益を株主や社員に再分配する必要がない公益財団は、その利益を市民に還元できるという特性を最大限に生かし、利用者サービスの向上のほか、地元の文化団体への支援や青少年への普及活動等のサービスを拡充していきます。

その一環として、「文化芸術基金」を活用して「文化団体支援制度（仮称）」の創設に取り組みます。

市民及び市内に活動拠点を置く団体が、自ら企画運営する創造的な文化活動で、その成果が茨木の文化振興に還元されるものを対象とします。

支援内容は、助成金の交付、ホール・会議室等の利用協力（利用料金免除等）、ポスターの掲示及びチラシの配架協力、財団主催事業におけるチラシの挟込協力、財団ホームページでの事業告知などを想定しています。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・事例等の調査 ・要綱作成 ・理事会の承認	募集/実施/見直し	継続	継続

コ) 新たな友の会の検討

【個別方針 D】

一般的な「友の会」については、会員へのチケット情報や予約などの特典が手厚くなる一方で、会員以外への情報発信が手薄になる等のリスクがあることから、財団ではこれまで「友の会」の組織づくりとせず、希望者に無料でDM（ニュースレター）の送付サービスを行ってききましたが、これに加えて平成30年度にLINEでの情報発信を、令和2年度にはメールによる電子DM（IBABUNメールニュース）の配信サービスを開始しました。

今後も、より広く市民の皆様が財団の活動を知っていただき、財団の“ファン”を増やす様々な取り組みを行います。財団を応援いただける“サポーター”や“ファン”が集い、さらに事業の企画や運営にも関わるような、新たな友の会のあり方を検討します。

なお、これまでの入場料金割引制度については見直しを行い、より一層のサービス向上に努めます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事例等の調査	要綱の作成	募集開始	継続

《教育機関との連携》

サ) 学校との連携

【個別方針 B・D】

学校内で生徒が鑑賞する公演や生徒が参加するワークショップ、部活動での技術指導などを提案し、必要とするところに届けます。また、文化庁が提唱している「地域文化倶楽部」（仮称）の動向も踏まえ、学校にクラブがないために活動できない生徒を想定した、市民総合センターでの部活動事業や、合同練習場所の提供等を提案します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・市と協議 ・実施、見直し	継続	継続	継続

シ) 新施設を活用した小中学生への普及啓発

[個別方針 B・D]

1,200席のホール規模を活かし、市内の小中学生が在学中に一回以上舞台芸術を鑑賞する招待公演や舞台に立つ機会の提供、また音楽や演劇などのクラブ活動の発表の場としての利用や大会の誘致などを市に提案していきます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・事例等の調査 ・市と協議	・市と協議 ・事業計画の策定	企画・調整	実施・見直し

ス) 大学、専門学校などとの連携

[個別方針 A・B・D]

追手門学院大学とは地域創造学部を通じてこれまで「新作狂言茨木童子」「障害のある人もない人も一緒に踊ろう!」を実施し学生と職員が成長する機会を設けてきました。今後、インターンシップの受け入れも含め、市内外の大学や専門学校などと幅広く連携を図っていきます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施、見直し	継続	継続	継続



《市や関係団体との連携》=====

セ) 芸術団体との連携協定や拠点契約の検討

[個別方針 A]

大阪府下では、枚方市が大阪フィルハーモニー交響楽団と、東大阪市と門真市が関西フィルハーモニー管弦楽団と、豊中市が日本センチュリー交響楽団と協定を結び、市内での普及啓発を行っています。また、八尾プリズムホールは大阪フィルハーモニー交響楽団、文学座と拠点契約を結んでいます。こうした事例を踏まえ、本市ではどのような展開が望ましいかを検討します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・事例等の調査 ・市と協議 ・提案	-	-	-

ソ) 市や関係団体との連携を強化

[個別方針 A]

財団はこれまでも「茨木市市制施行60周年記念・松下眞一／交響幻想曲淀川」(平成20年度)「立命館いばらきフューチャープラザオープニングコンサート」(平成27年度)等を市から受託して実施しました。今後も芸術事業の専門集団として受託事業を実施していきます。

また、観光協会、商工会議所、青年会議所等関係団体だけでなく、他の団体との連携を強化し、事業を実施していきます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施、見直し	継続	継続	継続



(2) 施設管理事業の展開

① 基本方針

施設管理事業は、受付業務をはじめ施設や設備等の多岐にわたる知識が必要であり、文化芸術事業と並ぶ基幹部分にあたります。

これまでの経験によって得られた知識だけでなく、接遇も含め系統だった研修を通してホスピタリティー（おもてなし）の向上に努めることによって、親しまれる施設管理を目指します。

② 個別方針

A) 市民の声を運営の基本にする

常に市民ニーズを把握することに努め、サービス（満足度）を向上させるとともに、継続的な運営改善を行い、利用しやすい施設づくりに努めます。

B) 施設の効用の最大化と管理能力の向上を図る

文化芸術を身近に感じられる環境づくりや多種多様な企画・サービスの開発及び利便性の向上に努めます。

このことにより、施設の利用率を向上させ、市の実態に即し、かつ市民ニーズに合致した施設の効率を最大限に発揮します。

③ 具体的な取り組み

ア) 「利用者懇談会」（仮称）の開催

【個別方針 A】

文化芸術関係団体や関係機関及び参加を希望する利用者による懇話会を開催して、施設の管理運営をはじめ広く財団事業についての意見交換を検討します。

イ) 利用者アンケートの反映

【個別方針 A】

アンケートの件数は近年増加していますが、更に利用者の声を広く集めることに努め、今後の運営に反映します。

ウ) 貸館手続き等の簡素化

【個別方針 A・B】

公共施設予約システムを活用し、オンライン申請をはじめ貸館手続き等の簡素化を図り、利用者の利便性の向上に努めます。

- エ) リモート会議・公演等への対応 [個別方針 A・B]
令和2年11月からの試験運用を踏まえて、モバイルWi-Fiの貸出を令和3年4月から本格運用します。
なお、市民総合センターセンターホール及び多目的ホールでは、インターネット回線の利用が可能となっています。
- オ) 施設管理事業の見直し [個別方針 A・B]
窓口業務を含めた施設管理事業を一から見直し、職員と臨時職員等の職責を明らかにし、それに応じた職務分担を検討します。その中で、窓口業務のアウトソーシングについても検討します。
- カ) 実践的な接遇研修の実施 [個別方針 A]
窓口業務のホスピタリティー（おもてなし）向上のため、引き続き継続した接遇研修を実施します。（車イスや聴覚・視覚に障害のある方への対応、電話応対等）
- キ) 会議室等の時間貸しの提案 [個別方針 A・B]
現在、3・4時間の区分による貸し出しを行っていますが、一般的な会議は準備を含め2時間程度が多いことから、会議室等の貸出時間帯の再編成（時間貸制等の導入）による利便性の向上を市に提案します。
- ク) 施設の維持点検・補修のために、休館日の提案 [個別方針 B]
現在、年末年始のみ休館日が設定されています。しかし、施設の改修・補修を効率的に実施するため、定期的な休館日が必要であることから、月2回の休館日の必要性を市に提案します。
- ケ) 安全対策と危機管理体制の構築 [個別方針 A・B]
市民総合センターは「指定避難所」に指定され、災害用備蓄品の保管庫も設置されています。財団は指定管理者として、平常時から緊急時の役割分担や情報連絡システムなどを明確にします。
これまで消防法で定められた消防訓練を、年2回定期的に実施していますが、加えて施設利用者の安全対策として、「さすまた」研修などの防犯訓練を実施します。
新型コロナウイルスの感染症についても、これまでの経験を生かして万全の対策で取り組みます。
- コ) 管理経費の削減 [個別方針 B]
冷暖房の適正管理や委託業務の適正化など、コスト意識を持った経営感覚を高め、これまで以上に管理経費の削減に努めます。
- サ) 環境に配慮した施設運営 [個別方針 B]
茨木市環境基本計画、グリーン調達方針を遵守し、省資源・省エネルギーの推進、廃棄物の減量化等に積極的に取り組み、地球環境に配慮した施設運営を目指します。

(3) 組織体制と人材育成

① 基本方針

現在の人員配置は、文化芸術の振興を図る公益財団法人として、一定の自立性や発展性を確保できておりますが、より効率的かつ効果的な組織体制づくりに努めます。

計画的な職員採用は困難な面もありますが、適宜、職員採用の実施や専門の知見を持った人材の起用、そして受付業務など業務内容や形態を精査することによってアウトソーシングを取り入れて、組織の活性化を図ります。

② 個別方針（具体的な取り組み）

A) 組織体制の再構築と強化

・役員（理事・監事）、評議員の意見の反映

定例の理事会、評議員会に加えて臨時の会議（役員及び評議員合同の意見交換会含む）を年1・2回程度開催し、専門的な観点からの意見や情報を交換する機会を増やし、魅力ある事業展開を進めていきます。

・業務の見直し

組織全体の業務内容を精査して職員の勤務条件や職務責任を明確にし、適材適所、適正配置に努めます。

専門職の色合いが強い文化芸術事業を担当している職員は、今後、専門職に位置付けることを検討します。

・組織体制の再構築

新たな施設を見据えて事務局体制の見直しを検討します。

・資格取得の推進

文化芸術事業を企画・立案する上でプロデューサーやコーディネーターとしての能力を高めるため、コミュニケーションの場づくりのスキルを身に付ける「ワークショップデザイナー検定」、窓口での様々な応対や接客のスキルを高める「サービス接客検定」などの資格取得を目指します。

B) 研修機会の充実

現在も普段の業務での育成（OJT）だけでなく、公益社団法人全国公立文化施設協会や一般財団法人地域創造などの専門機関が実施する能力アップ研修、接遇・人権研修、公益法人会計の実務研修などに参加しています。

今後ともこれらの研修を活用するとともに、令和2年9月に実施した車イス研修など障害のある方や高齢の方を対象とした、体験型の研修を継続していきます。

さらには、他の劇場・音楽堂への派遣研修に積極的に参加するなど、職員の人材育成に取り組めます。

C) 連絡調整会議の開催

市や文化芸術団体、大学、商工会議所、観光協会などとの連絡調整会議を定期的に開催し、意見交換をとおして、文化芸術活動により地域社会との絆の維持及び強化を図ります。

(4) 今後の財務運営

① 基本方針

公益財団法人として、認定法及び公益法人会計基準に則り、適切な法人運営及び会計管理に努めるとともに、マネジメントの一層の強化により、強固な経営基盤を持つことが必要です。

今後とも法令遵守はもとより、公益法人会計基準を徹底するため、顧問会計士（公認会計士・税理士）の指導を引き続き受けるとともに、一層の情報公開に努め、事業運営の透明性を確保し、公益法人としての説明責任を果たします。

② 個別方針（具体的な取り組み）

A) 自主財源の確保

資金運用は安全性を第一としつつ、次のように自主財源確保に取り組みます。

- ・ 入場料金収入や利用料金収入の増収に財団全体で取り組みます。
- ・ 公益財団法人に対する優遇税制が適用される寄附金と基本財産の利息収入の一部を合わせて「文化芸術基金」（仮称）を設立し、文化団体活動支援制度の財源に充当します。
- ・ 文化庁や大阪府などが募集する各種文化振興補助金の活用に加え、企業等からの協賛金やニュースレター、ホームページのバナー広告などの広告料収入を目指します。
- ・ 施設内及び敷地内の自動販売機の販売手数料の確保を市と調整します。

B) 基本財産の運用

基本財産（5億円）の資金により、これまで債券の売買による運用益の確保並びに国債等の高利率で得る利息収入があります。

今後も、公益財団法人茨木市文化振興財団資金運用規程に基づき安全性を第一とし、公益法人は公益事業実施財源としての利子等に係る所得税が非課税となる優遇措置を生かし、効率的な運用となるよう努めます。

IV 経営指針の推進に向けて

(1) 進捗管理

今後とも「みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち」の実現に向け、その担い手として主体的に役割を果たします。

本経営指針では、経営戦略として今後の事業展開と財団運営（新施設を見据えて）を明らかにした中から、基本方針と個別方針を掲げ、その達成に向けて取り組みます。

そして経営戦略として掲げている事業展開などについては、実施内容など進捗状況を常に確認・検証して、理事会・評議員会へ報告するとともにホームページ等で公表します。

また、財団を取り巻く環境や状況に大きな変化があった場合は、適宜、指針の内容や工程の見直しを行います。

(2) 市や関係団体との連携強化

財団は、市とともに地域の文化芸術の進行と健全な地域社会の発展に寄与すべく、その役割を果たしています。

今後とも、市民にとって身近な存在である財団の強みを活かし、市に対して積極的に提案を行いながら、市や関係団体と情報や課題を共有するなど、連携強化に努めます。

V むすび（財団の責務）

財団設立趣意書には、「豊かな芸術・文化を生み出し、市民の中に広めていくためには、芸術・文化にかかわる人たちはもちろんのこと、市民一人ひとりの個性と心の豊かさが尊重されるとともに、市民によって継承されてきた芸術・文化的な営みや、市民の間で培われてきた優れた文化的風土を守り、発展させていくことは、今を生きる者の次の世代に対する責務である。」とあります。

今、新施設の竣工を前に改めて財団の原点を確認し、公益財団として地域の文化芸術の振興を図ることにより、地域社会の健全な発展に寄与します。

